

## 箱根町立小・中学校校名選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町立小・中学校校名選定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 箱根町立小・中学校のうち、統合小学校及び統合中学校の校名に関する一切の事項について協議し、その原案作成を目的に、委員会を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長には助役を、副委員長には教育長をもって充てる。

4 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(結果の尊重)

第5条 委員会において決定された事項について、町はこれを尊重しなければならない。

(設置期間)

第6条 委員会は、施行日から、その目的が達成したときまでとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って、定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月12日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	助役
副委員長	教育長
構成員（町）	教育次長 学校教育課長
構成員（その他）	各小・中学校長 PTA 関係者6名（湯本中学校、箱根明星中学校、仙石原中学校、温泉小学校、宮城野小学校、箱根小学校） 町自治会連絡協議会から推薦された者5名 教育委員

## 箱根町立小・中学校統廃合準備委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町立小・中学校統廃合準備委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 箱根町立小・中学校の統廃合を推進するために必要な諸事項及び基本的問題等について、検討及び調整するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (1) 学校運営及び教育計画に関する事項
- (2) 設備及び備品に関する事項
- (3) 通学方法に関する事項
- (4) 校則に関する事項
- (5) 学校給食に関する事項
- (6) P T A組織運営に関する事項
- (7) 校歌、校章及び校旗等に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、統廃合の推進に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長には教育長を、副委員長には教育次長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(検討部会)

第5条 委員会に、第3条に規定する所掌事務の細部について検討及び調整するため、検討部会を置くことができる。

(会議の招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、施行日から、その目的を達成したときまでとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って、定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月12日から施行する。

別表（第4条関係）

委員長	教育長
副委員長	教育次長
構成員（町）	学校教育課長
構成員（部会）	学校運営・教育計画検討部会代表 設備・備品調整検討部会代表 通学 方法検討部会代表 校則検討部会代表 学校給食検討部会代表 PTA 組織運営検討部会代表 校歌・校章・校旗等検討部会代表
構成員（その他）	教育委員

## 箱根町立小・中学校統廃合準備委員会検討部会設置要領

- 1 この要領は、箱根町立小・中学校統廃合準備委員会設置要綱第5条に規定する検討部会（以下「部会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 箱根町立小・中学校統廃合準備委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務の細部について検討及び調整するため、部会を設置する。
- 3 部会の種類並びに検討及び調整事項は、次のとおりとする。
  - (1)学校運営・教育計画検討部会  
交流計画案、校務分掌、新学級編成、教室配置、時程表、年間授業、年間計画、学校行事計画、部活、小学校における校則、その他教務に関する事項
  - (2)設備・備品調整検討部会  
設備、備品の調査・調達、統合校と廃校校の調整、搬出入計画等に関する事項
  - (3)通学方法検討部会  
通学路、スクールバス運行方法、緊急下校体制等に関する事項
  - (4)校則検討部会  
校則、名札、体操服等に関する事項
  - (5)学校給食検討部会  
給食方法、設備改修・整備、給食備品の調査・調達等に関する事項
  - (6)PTA組織運営検討部会  
PTA規約、会費集金方法、統合年度役員候補選出、予算・事業計画作成等に関する事項
  - (7)校歌・校章・校旗等検討部会  
校歌、校章、校旗の企画立案、制服等に関する事項
- 4 部会の構成員は別表に掲げる者をもって組織する。
- 5 部会は、委員会の委員長が招集する。
- 6 部会の代表は、原則として教育次長及び町校長会が指名する担当校長とする。
- 7 担当校長等について人事異動があった場合は、原則として後任者が引き継ぐこととする。
- 8 部会の構成員のうち、学校関係者は町校長会又は関係校が、PTA関係者は町PTA連絡協議会又は関係校が、自治会関係者は町自治会連絡協議会が、それぞれ指名又は選出若しくは推薦する者とする。
- 9 部会の代表は、部会において検討及び調整した結果を委員会へ報告しなければならない。
- 10 部会の書記は、事務局が担当することとする。
- 11 部会は、会議終了後速やかに別紙様式により報告書を作成し、会議に付した資料も添付し、代表が保管するとともに、その1部を委員長へ提出しなければならない。
- 12 部会の報告書は、ホームページ等において公表するものとする。ただし、報告書の一部に個人情報等を含む場合には、十分留意して取り扱うものとする。
- 13 部会は、必要に応じて町校長会と連絡及び調整を行うものとする。
- 14 部会において必要と認めるときは、委員長の了承を得て、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 15 部会の設置期間は、施行日から、その目的を達成したときまでとする。
- 16 部会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。
- 17 この要領に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って、定める。

### 附 則

この要領は、平成18年12月12日から施行する。

## 別表

学校運営・教育計画検討部会	代 表	教育次長 箱根明星中学校長 宮城野小学校長
	構成員	各小・中学校教頭 各小・中学校総括教諭 学校教育課学校統廃合担当
設備・備品調整検討部会	代 表	教育次長 仙石原中学校長 温泉小学校長
	構成員	各小・中学校事務職 箱根明星中学校教頭 箱根小学校教頭 学校教育課学校統廃合担当
通学方法検討部会	代 表	教育次長 箱根小学校長
	構成員	PTA 関係者 6 名（湯本中学校、箱根明星中学校、仙石原中学校、温泉小学校、宮城野小学校、箱根小学校） 宮城野小学校教頭 学校教育課学校統廃合担当
校則検討部会	代 表	教育次長 仙石原中学校長
	構成員	各中学校生徒指導担当教諭（湯本中学校大輪教諭、箱根明星中学校永山教諭、仙石原中学校高山教諭） 学校教育課学校統廃合担当
学校給食検討部会	代 表	教育次長 箱根明星中学校長 仙石原小学校長
	構成員	各小学校栄養士 各中学校 PTA 関係者 3 名 学校教育課学校統廃合担当
P T A 組織運営検討部会	代 表	教育次長 町 PTA 連絡協議会から推薦された構成員のうち 1 名
	構成員	町 PTA 連絡協議会から推薦された者 8 名 仙石原中学校教頭 仙石原小学校教頭 学校教育課学校統廃合担当
校歌・校章・校旗等検討部会	代 表	教育次長 湯本中学校長 湯本小学校長
	構成員	PTA 関係者 6 名（湯本中学校、箱根明星中学校、仙石原中学校、温泉小学校、宮城野小学校、箱根小学校） 町自治会連絡協議会から推薦された者 5 名 各小学校代表（湯本小学校教頭、温泉小学校教頭、宮城野小学校総括教諭、仙石原小学校総括教諭、箱根小学校橋本教諭） 箱根明星中学校音楽科柏木教諭 箱根明星中学校美術科伊藤教諭 湯本中学校制服担当小川教頭 学校教育課学校統廃合担当

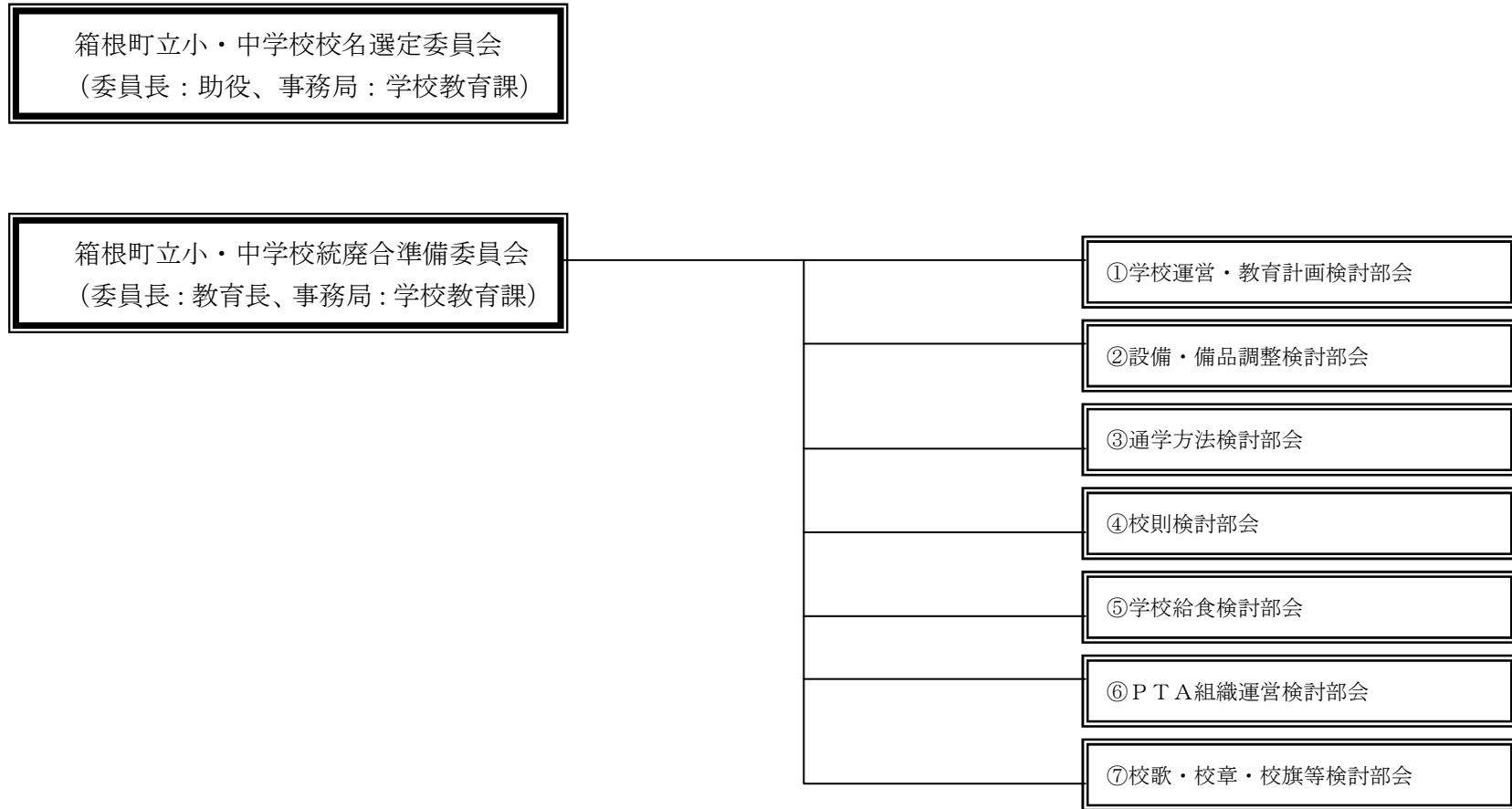
(別紙様式)

箱根町立小・中学校統廃合準備委員会検討部会の会議結果概要報告書

年 月 日

部会種類	〇〇〇検討部会 (第〇回)
開催日時	〇年〇月〇日 (〇) 〇時〇分～〇時〇分
開催場所	〇〇〇
出席者	代 表 : 〇〇、〇〇 構成員 : 〇〇、〇〇
議題及び検討・調整 結果等の概要	
会議資料	

## 統廃合にかかる検討組織体系図



学校統廃合にかかる委員会、検討部会の開催状況(概要)

校名選定委員会	統廃合準備委員会	①学校運営・教育計画	②設備・備品調整	③通学方法	④校 則	⑤学校給食	⑥PTA組織運営	⑦校歌・校章・校旗等
<p>■5/15(火) ■協議した主な項目 ○統合小・中学校校名の選定</p> <p>※議会6月定例会にて改正条例可決(校名選定委員会の設置期間は終了)</p>	<p>■1/21(月) ■協議した主な項目 ○校章の選考 ○各検討部会の進捗状況等の報告 ○各種整備工事の進捗状況の報告</p>	<p>[中学校] ■3/13(木) ■協議した主な項目 ○学級編成等</p>	<p>■2/7(木) ■協議した主な項目 ○備品移設行程等</p>	<p>■3/10(月) ○スクールバス運行ルート試走を実施(乗車対象:平成20年度就学児童・保護者、3小学校[温小、宮小(二ノ平・強羅)、箱小]1～5年生児童・保護者)</p>	<p>■1/10(木) ■協議した主な項目 ○在校生説明会及び新入生説明会に向けた校則(シューズ等)の確認</p>	<p>■2/8(金) ■協議した主な項目 ○統合小・中学校給食物資納入登録業者説明会(納入にかかる注意事項、納入ローテーションの確認等)</p>	<p>[中学校] ■10/23(火) ■協議した主な項目 ○PTA表彰・慶弔規程(案)の見直し等</p>	<p>■2/25(月) ■協議した主な項目 ○箱根の森小学校校歌</p>
<p>■4/18(水) ■協議した主な項目 ○校名公募の集計結果 ○校名の選定、集計結果の周知等</p>	<p>■10/10(水) ■協議した主な項目 ○校歌作者の選定、校章の選考、制服の選定 ○各部会の進捗状況について(各部会代表及び事務局からの報告等) ○各種整備工事の進捗状況について ○箱根町学校統廃合推進事業補助金等</p>	<p>[中学校] ■2/22(金) ■協議した主な項目 ○新校における学級編成 ○新1・2年生の宿泊学習等</p>	<p>■11/19(月) ■協議した主な項目 ○備品リスト・登録票 ○図書の新設、不用品の処分 ○保存文書の移管方法等</p>	<p>■1/16(水) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行ルート検証(第2回)等</p>	<p>■9/18(火) ■協議した主な項目 ○体操着・シューズ最終確認、販売方法 ○部活動細則等</p>	<p>■12/4(火) ■協議した主な項目 ○給食費 ○食物アレルギー調査 ○統合小・中学校における給食物資納入業者公募等</p>	<p>[小学校] ■9/27(木) ■協議した主な項目 ○規約の施行日、内規 ○PTA文庫・ベルマーク、今後の日程等</p>	<p>■1/16(水) ■協議した主な項目 ○校歌作詞・作曲の選定結果 ○校章デザインの選定結果 ○襟章・校旗の作成等</p>
<p>■2/15(木) ■協議した主な項目 ○公募の具体的な実施方法(募集要項、応募用紙等)</p>	<p>■7/2(月) ■協議した主な項目 ○統合校の名称正式決定の旨報告 ○各検討部会の進捗状況及び課題・調整事項について(各部会代表及び事務局からの報告等) ○校歌作成を依頼する際の方向性確認等</p>	<p>[中学校] ■1/15(火) ■協議した主な項目 ○新入生説明会等</p>	<p>■10/9(火) ■協議した主な項目 ○備品リストの最終確認、不用品の処分、備品の管理方法 ○保存文書の移管方法等</p>	<p>■12/5(水) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行に関する説明等、自然災害時(積雪等)の登下校 ○スクールバス運行ルート検証(第2回)等</p>	<p>■4/27(金) ■協議した主な項目 ○体操服・シューズ等にかかる業者によるプレゼンテーション実施後、業者選定</p>	<p>(栄養士との打合) ■10/26(金) ■協議した主な項目 ○食物アレルギー調査、統合中学校給食室工事内容にかかる確認等</p>	<p>[中学校] ■7/3(火) ■協議した主な項目 ○中学校の地区の設定等</p>	<p>[制服] ■11/28(水) ■協議した主な項目 ○制服販売価格 ○制服販売に関する協定等</p>
<p>■1/29(月) ■協議した主な項目 ○箱根町立小・中学校校名選定委員会設置要綱等 ○校名原案作成の方法 ○公募の実施方法(概要)</p>	<p>■4/23(月) ■協議した主な項目 ○各検討部会の進捗状況について(各部会代表からの報告等)</p>	<p>[中学校] ■12/11(火) ■協議した主な項目 ○新入生説明会等</p>	<p>■9/5(水) ■協議した主な項目 ○管理用備品リストの確認 ○教科用備品リストの作成等</p>	<p>■10/4(木) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行に関する説明等、自然災害時(積雪等)の登下校 ○統合中学校への交通機関を利用した通学(ダイヤ)等</p>	<p>■3/12(月) ■協議した主な項目 ○体操服・シューズにかかる仕様書の最終調整等</p>	<p>(栄養士との打合) ■10/19(金) ■協議した主な項目 ○食物アレルギー調査、統合小・中学校における給食物資納入業者公募方法等</p>	<p>■6/21(木) ■協議した主な項目 ○小・中学校別のこれまでの経過説明 ○今後の日程について(PTA規約案の承認、新役員等の指名・推薦等)</p>	<p>[校章・校旗] ■11/26(月) ■協議した主な項目 ○校章のデザイン</p>
	<p>■12/19(火) ■協議した主な項目 ○箱根町立小・中学校統廃合準備委員会設置要綱等 ○学校統廃合の推進にかかる検討の進め方等</p>	<p>[中学校] ■11/29(木) ■協議した主な項目 ○統合中学校の教育計画等</p>	<p>■7/19(木) ■協議した主な項目 ○統合校へ移管する管理用、教科用備品リストの作成 ○今後のスケジュール等</p>	<p>■8/21(火) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行に係る交通事業者への相談結果の報告 ○統合中学校への交通機関を利用した通学等</p>	<p>■2/8(木) ■協議した主な項目 ○「生活のきまり」のすり合わせ ○体操服・シューズ等</p>	<p>■9/28(金) ■協議した主な項目 ○食物アレルギー調査 ○給食費 ○給食納入業者選定等基準、給食指導計画等</p>	<p>[小学校] ■5/24(木) ■協議した主な項目 ○規約原案の検討、今後の日程確認等</p>	<p>[校章・校旗] ■10/22(月) ■協議した主な項目 ○校章のデザイン ○校章案採用者等への賞品、校章の周知 ○校旗等</p>



学校統廃合にかかる委員会、検討部会の開催状況(概要)

校名選定委員会	統廃合準備委員会	①学校運営・教育計画	②設備・備品調整	③通学方法	④校 則	⑤学校給食	⑥PTA組織運営	⑦校歌・校章・校旗等
		[小学校] ■9/4(火) ■協議した主な項目 ○学校経営計画、年間教育計画、日課表、新学級編制等	■5/10(木) ■協議した主な項目 ○管理用備品及び教科備品の現地調査(確認)の実施方法等	■7/17(火) ■協議した主な項目 ○ルート検証(6/20)時の主な意見(これまでの経過も踏まえた整理)及び町側の考え方(方針)等	■1/15(月) ■協議した主な項目 ○生活のきまり(シューズ、靴下、シャツ、頭髪等)等	(代表・栄養士との打合) ■7/20(金) ■協議した主な項目 ○部会開催(9月)へ向けた調整・確認(給食運搬・配膳等)	[中学校] ■5/17(木) ■協議した主な項目 ○規約等 ○学校行事とPTAの協力について	[制服] ■10/17(水) ■協議した主な項目 ○制服販売業者説明会等
		[中学校] ■8/10(金) ■協議した主な項目 ○生徒会規約等	■2/26(月) ■協議した主な項目 ○移設備品リストのチェック結果確認 ○備品確認のスケジュール等	■6/20(水) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行ルート検証(実際にバス乗車) ○(ルート検証後)意見交換		(栄養士との打合) ■6/21(木) ■協議した主な項目 ○部会代表と栄養士との相談(7/20)時における内容確認等	[中学校] ■4/25(水) ■協議した主な項目 ○規約、常任各委員会の主な活動及びメンバー等	■10/2(火) ■協議した主な項目 ○校歌作成候補者(経過説明) ○校章の選考(応募状況、一次選考結果、選考方法、認定証等) ○制服(検討経過、確認事項、販売業者への説明会)等
		[小学校] ■7/6(金) ■協議した主な項目 ○入学式、始業式 ○各地域行事との関わり、PTA会費等	■2/5(月) ■協議した主な項目 ○備品確認作業の方向性(現場調査等) ○学籍、文書関係等	■5/16(水) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行ルート及び乗車ルールの保護者意見の確認 ○スクールバス運行ルート検証 ○添乗員等		(事務局による視察) ■6/15(金) ※参考とするため、小田原市内の中学校における給食施設、給食搬入、配膳等の状況(流れ)の視察実施	[中学校] ■3/22(木) ■協議した主な項目 ○常任委員会の設置数及び名称、役員等の選出方法等	[校章・校旗] ■9/20(木) ■協議した主な項目 ○校章の選定(第一次選定) ○表彰内容等
		■6/11(月) ■協議した主な項目 [小学校] ○新入学児説明会 ○地域行事との関わり等 [中学校] ○教務関係 ○学校行事 ○部活動等	■1/9(火) ■協議した主な項目 ○備品移設 ○備品管理(備品台帳、管理方法) ○図書 ○文書管理等	■3/2(金) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行ルートのパターン ○スクールバスの乗車ルール ○横断歩道等		(栄養士との打合) ■4/24(火) ■協議した主な項目 ○箱根明星中学校給食調理室設置工事実施設計に係るハード面(設備、厨房備品)の調整等	[小学校] ■3/1(木) ■協議した主な項目 ○規約、細則、内規の最終検討等	[制服] ■9/10(月) ■協議した主な項目 ○最終サンプルの確認・決定 ○採寸方法、期間等
		[中学校] ■3/20(火) ■協議した主な項目 ○平成18年度中の協議内容のとりまとめ等		■2/8(木) ■協議した主な項目 ○通学に関する検討課題(項目)の確認 ○スクールバス運行ルートの検討		■3/29(木) ■協議した主な項目 ○給食費の集金方法等 ○給食に対する期待 ○今後の進め方等 ※栄養士が中心となり、基本的な方向性を定めることを確認(事務局と随時打合を実施、以降の部会は打合進捗を勘案し開催)	[中学校] ■2/21(水) ■協議した主な項目 ○規約の見直し等	[制服] ■8/6(月) ■協議した主な項目 ○女子制服の細部検討 ○販売業者との確認事項等

学校統廃合にかかる委員会、検討部会の開催状況(概要)

校名選定委員会	統廃合準備委員会	①学校運営・教育計画	②設備・備品調整	③通学方法	④校 則	⑤学校給食	⑥PTA組織運営	⑦校歌・校章・校旗等
		[小学校] ■3/16(金) ■協議した主な項目 ○各課題(年間授業時数、日課表等)ごとの案についての報告等		■1/18(木) ■協議した主な項目 ○スクールバス運行方法等 ○通学路の安全確保等 ○部活動(朝練・放課後)と通学時のダイヤとの関わり等		■1/18(木) ■協議した主な項目 ○統合中学校における給食(全般) ○給食時間、配膳等	[中学校] ■2/8(木) ■協議した主な項目 ○会費、規約 ○統合年度(H20)の予算及び準備金等	[校章・校旗] ■7/19(木) ■協議した主な項目 ○校章の選定方法 ○校章の選定基準等
		[中学校] ■3/13(火) ■協議した主な項目 ○年間主要行事計画の検討等					[小学校] ■2/7(水) ■協議した主な項目 ○会費、準備金等 ○規約	[校歌] ■7/17(火) ■協議した主な項目 ○統廃合準備委員会での検討結果を踏まえた校歌作成(依頼先等)
		[小学校] ■2/23(金) ■協議した主な項目 ○学校間交流、児童指導、年間行事計画等					■1/25(木) ■協議した主な項目 ○今後の検討の方向性、検討課題(規約、会費等)の洗い出し等	[制服] ■7/9(月) ■協議した主な項目 ○女子制服の素材、色、柄等細部の検討 ○制服販売業者の選定等
		[中学校] ■2/8(木) ■協議した主な項目 ○時程表、校務分掌、学級編成、学校間交流、生徒会等						[制服] ■6/19(火) ■協議した主な項目 ○制服検討委員会のメンバー ○制服作成スケジュール、制服販売店の選定等
		[小学校] ■1/31(水) ■協議した主な項目 ○校務分掌、学校間交流、年間行事予定表等						[校章・校旗] ■6/11(月) ■協議した主な項目 ○校章の公募にかかる募集要項の最終確認等
		[小学校] ■1/23(火) ■協議した主な項目 ○日課表、みんなの約束、学校間交流、学校行事等						■5/22(火) ■協議した主な項目 ○体操服・シューズ等及び女子制服の業者プレゼンテーション結果報告 ○校章公募 ○校歌作成の検討

学校統廃合にかかる委員会、検討部会の開催状況(概要)

校名選定委員会	統廃合準備委員会	①学校運営・教育計画	②設備・備品調整	③通学方法	④校 則	⑤学校給食	⑥PTA組織運営	⑦校歌・校章・校旗等
		<p>■1/15(月)</p> <p>[小学校]</p> <p>■協議した主な項目</p> <p>○学校間交流の見直し、日課表、児童指導、平成20年度学校行事のねらいと内容等</p> <p>[中学校]</p> <p>■協議した主な項目</p> <p>○日課表、部活動、学校説明会、家庭訪問、防災避難訓練等</p>						<p>[制服]</p> <p>■5/9(水)</p> <p>■協議した主な項目</p> <p>○業者プレゼンテーション実施後、業者選定</p>
		<p>■1/5(金)</p> <p>■協議した主な項目</p> <p>○今後の検討の方向性</p> <p>[小学校]</p> <p>○交流計画案、時程表、学校行事等</p> <p>[中学校]</p> <p>○年間授業計画、時程表等</p>						<p>[校歌]</p> <p>■4/12(木)</p> <p>■協議した主な項目</p> <p>○作成方法、作詞作曲の依頼先等</p>
								<p>[制服]</p> <p>■3/15(木)</p> <p>■協議した主な項目</p> <p>○制服販売システムの確認、制服メーカーの選定等</p>
								<p>[校章・校旗]</p> <p>■3/12(月)</p> <p>■協議した主な項目</p> <p>○公募の具体的な実施方法等</p>
								<p>■2/20(火)</p> <p>■協議した主な項目</p> <p>○統合中学校の制服に関するアンケート集計結果</p> <p>○校歌作成依頼者の選定等</p> <p>○校章の公募方法等</p>
								<p>■1/18(木)</p> <p>■協議した主な項目</p> <p>○校歌作成にかかる考え方等</p> <p>○校章作成にかかる考え方等</p> <p>○制服の考え方等</p>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
電子計算機器等借上料 (平成19年度設置分)	平成19年度	(予算計上額 4,333) 千円
	平成20年度	12,769
	平成21年度	12,769
	平成22年度	12,769
	平成23年度	12,769
	平成24年度	8,436
	計	59,512
人事給与システム使用料	平成19年度	(予算計上額 0) 千円
	平成20年度	1,109
	平成21年度	1,109
	平成22年度	1,109
	平成23年度	1,109
	平成24年度	1,109
	計	5,545
法人町民税システム使用料	平成19年度	(予算計上額 0) 千円
	平成20年度	416
	平成21年度	416
	平成22年度	416
	平成23年度	416
	平成24年度	416
	計	2,080
庁用自動車借上料 (平成19年度借上分)	平成19年度	(予算計上額 2,093) 千円
	平成20年度	2,791
	平成21年度	2,791
	平成22年度	2,791
	平成23年度	2,791
	平成24年度	700
	計	11,864
スクールバス借上料	平成19年度	(予算計上額 0) 千円
	平成20年度	31,860
	平成21年度	31,860
	平成22年度	31,860
	平成23年度	31,860
	平成24年度	31,860
	平成25年度	31,860
	平成26年度	31,860
	平成27年度	31,860
	計	254,880
印刷機借上料 (平成19年度設置分)	平成19年度	(予算計上額 214) 千円
	平成20年度	277
	平成21年度	277
	平成22年度	277
	平成23年度	277
	計	1,108

## 箱根町立箱根の森小学校スクールバス運行業務委託仕様書（案）

### 1 委託内容

箱根町立箱根の森小学校の登下校時及び学校行事（校外学習等の利用及び休業期間中の利用を含む。）等における貸切スクールバスによる児童等の送迎

### 2 委託台数

3台（うち1台は車椅子対応車両とする。）・・・※1参照

### 3 委託期間

平成20年4月1日から平成28年3月31日までの8年（96ヶ月）

### 4 運行に供するバスの仕様等

中型のツーステップバスとし、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成14年10月1日神奈川県条例第55号）で規定する粒子状物質の排出基準並びに新長期排気ガス規制に適合する車両（DPF装着車を除く。）で新車であることのほか、次に示す必要な設備等を装備するものとする。

- (1) 冷暖房設備の設置
- (2) ハイバック座席シート及び各座席にシートベルトの設置
- (3) 窓にUVカットガラスの設置
- (4) 後方確認用のカメラの設置
- (5) 児童が乗降中であることを後続車両に表示するための表示灯の設置
- (6) ラジオ（AM/FM）及びマイク設備の設置
- (7) 車両内の金属パイプ部分にゴム製保護カバーの設置
- (8) 床の滑り止め加工
- (9) 簡易な行き先案内表示（前面・側面）の設置
- (10) 車両のベースカラーはアメリカンスクールバスをイメージする黄色系の色とする。
- (11) 車両に「箱根の森小学校」のスクールバスであることがわかりやすいような表示灯を設置
- (12) 車両に学校名、校章、及び委託者名（箱根町）をラッピングで表示
- (13) 連絡用無線機の設置
- (14) シートベルト式補助席の設置
- (15) その他
  - ①前扉連動補助ステップ取付
  - ②天井換気扇2個取付（前後各1個）
  - ③運転席仕切り＝乗合バス同様Hポール式アクリル板付
  - ④スクールバスマーク4枚貼付

※1 車椅子対応車両については、上記（1）～（15）の他、以下の（ア）～（エ）の設備についても装備するものとする。

- (ア) 車体中央部左側に車椅子用昇降リフト（外板一体式）の設置
- (イ) 床に車椅子を安全に固定するための固定装置1ヶ所の設置
- (ウ) 総座席数を最大限確保するため、車椅子固定装置付近の座席は着脱式シートとし、車椅子使用時以外は通常座席として使用できるようにする。
- (エ) 車椅子利用児童が乗降中であることを後続車両に表示するための表示灯の設置

## 5 運行内容

- (1) 箱根町立箱根の森小学校児童の登下校及び同校児童保護者の来校に係る送迎並びに校外学習利用
- (2) 箱根町立箱根の森小学校以外の町立小学校児童、中学校生徒、幼稚園児及び保育園児の同校への来校に係る送迎
- (3) 原則として授業日[概ね210日：町内及び小田原市内における学校間交流等校外学習利用(15日程度)を含む。]の児童の送迎
- (4) 土・日・祝日他休業日に実施する年間30日程度の町内及び小田原市内における学校行事[夏季休業期間中等の利用(箱根の森小学校サマースクール等)を含む。]の際の児童の送迎
- (5) 平成20年4月からの本運転のほか、契約日から本運転前までの間に実施する児童を乗車させた3日程度の試運転(ただし、運行日程については事前に協議して調整するものとする。)
- (6) 箱根の森小学校児童の登下校時の送迎にかかる基本運行ルート・運行時刻は別紙のとおりとする。

## 6 委託契約に含む主な費用

- (1) バスの購入及び改造費用(購入に要する費用は、購入後8年間で償却)
- (2) 燃料代
- (3) 車検、定期点検及び日常点検等に要する一切の事務手続及び費用
- (4) 修理代(委託期間中におけるタイヤその他消耗品、パーツ代を含む)及び改修が必要となる場合の改修費
- (5) 任意保険料及び車両保険料
- (6) 運転員の雇用に伴う一切の事務手続及び費用
- (7) 故障・事故等何らかの事由により運行が不可能となった場合の代替輸送に要する費用

## 7 契約の相手方として必要となる主な要件等

- (1) 児童等の送迎に必要な装備(装備する設備類は既存の路線バスと同等とするもののほか、上記4の各号に掲げる仕様とする。)を備えた仕様のバスを運行できること。
- (2) 国土交通省の認可のほか、バスの運行を行う上で必要となる法規上の諸手続を行えること。
- (3) 故障・事故等で運行が不可能となった場合、迅速かつ適切に同等のバス又は路線バスによる代替輸送が行えること。
- (4) 障害のある児童等が利用する場合があることにも配慮して、常に最善の注意を払い、安全を第一に考えた運行ができること。
- (5) 登下校時以外に、校外学習等での利用ができること。
- (6) 原則として児童の自宅付近の乗降は既存の路線バスの最寄バス停を利用すること。
- (7) 特別な事情がある場合には、必要に応じて町が指定する場所で乗降することができること。
- (8) 天候等の影響による突発的な日程変更に対応できること。
- (9) 原則として全員座席に座らせて運行すること。
- (10) 原則として下校時は各ルートとも、最低2回運行すること。
- (11) 原則として箱根の森小学校での乗降は学校敷地内で行うこと。
- (12) 登校時は、8:20頃までに到着するよう運行する。
- (13) 下校時の運行時間は、次のような事由により変更することがあるので、これに合わせた運行に対応できること。[原則として、予定表(月間または週間)を事前に提出することにより対応する。]
  - ① 季節による変更(夏時間、冬時間等)

- ②特別日課（短縮など）による終業時間の変更
  - ③学校行事（始業式、終業式等）による変更
  - ④土曜、日曜及び祝祭日の運行（運動会、授業参観日など）
- (14) 登校児童送迎後における待機場所は宮城野車庫とすること。
- (15) 原則として、毎年度4月及び5月は、登校時においてはバス保管場所から一旦宮城野車庫へ回送した後、各ルート起点へ出発することとし、下校時においては各ルート終点で児童を降車させ、一旦宮城野車庫へ帰着した後、バス保管場所へ回送すること。

## 8 その他

運行ルート等は年度により変更等が生じる場合があるので、必要の都度町と協議して内容を決定し、又は変更するものとする。

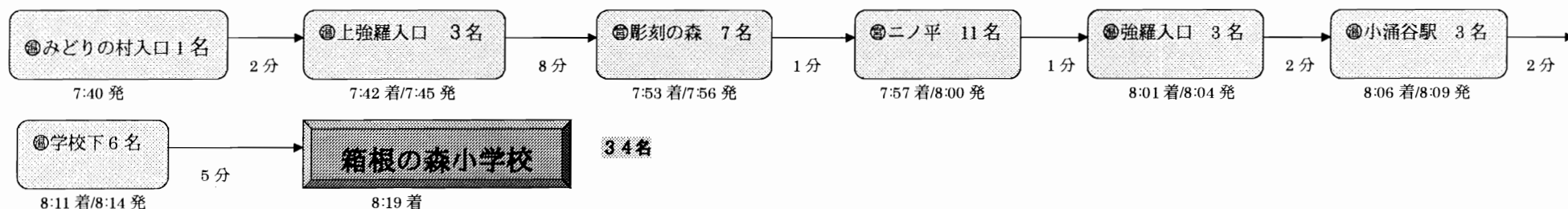
また、本仕様書の内容に疑義が生じ、又は定めのない事項が生じた場合についても同様とする。

《ルート検証後のスクールバス運行ルート (案)》\*ルート検証実施日 2007/06/20

\*留意事項

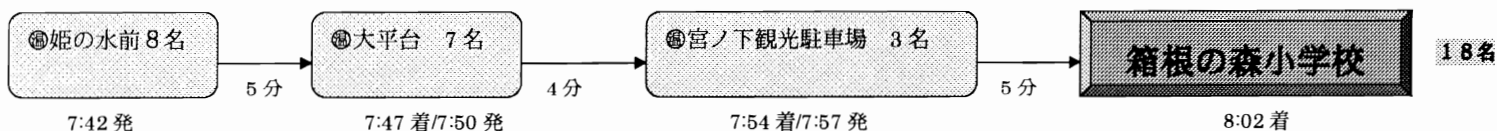
- ・㊦、㊧、㊨はそれぞれ温泉小学校区、宮城野小学校区、箱根小学校区を表す。
- ・各乗車場所における停車時間は3分/1箇所としている。
- ・始業は8:30、学校到着は8:20頃(始業の約10分前)を想定している。
- ・各ルートとも下校時は最低2回(低・高学年それぞれ1回)運行する。(原則、下校時は登校時の逆コース)

【ルート① 早雲山方面】(区間所要時間21分+停車時間18分=合計39分)

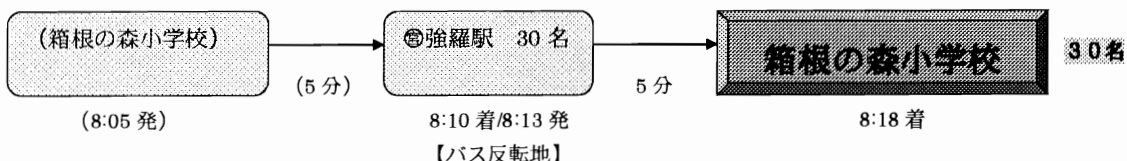


※「みどりの村入口」の後、早雲山駅付近「上強羅入口」から強羅の中を通過。停車場線を一部通行し、施設めぐりバスのルートである公園上通りに入り、「箱根美術館」、「強羅公園入口」を通過し、強羅駅付近まで下る。(またはケーブル代行ルートとして、白百合学園前を通行し、公園下ガードをくぐり、強羅駅付近まで下る。)その後「彫刻の森」から「強羅入口」へ回り、宮ノ下を経由し、箱根の森小学校へ向かう。

【ルート② 温泉方面】(区間所要時間14分+停車時間6分=合計20分)

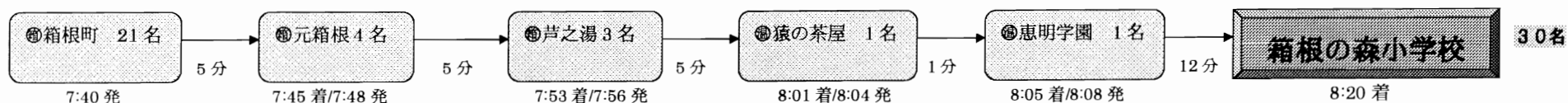


【ルート③ 強羅方面】(区間所要時間5分)



※ルート②「温泉方面」の送迎後のバスが引き続き運行する。  
 ※箱根の森小学校～強羅駅間は県道(強羅～強羅坂下間)を通行する。

【ルート④ 箱根方面】(区間所要時間28分+停車時間12分=合計40分)



【ドライブインノア前】



## 箱根町学校跡地の利用について提案を募集します

町では、町内にあった5つの小学校と3つの中学校を統廃合し、平成20年4月から、3つの小学校と1つの中学校に統合することとなりました。

この学校統廃合により廃校となる小中学校跡地の活用について、役場内部だけで考えるのではなく、周辺地域の皆さんはもとより、各企業、各種団体、個人経営者等、町内外を問わず、多くの方々からご意見や様々なアイデアを聞かせていただきたいと思います。

皆さんのご提案をお待ちしています。

### 提案募集の内容

「箱根町学校跡地の有効活用について」

対象施設  (学校名をクリックすると、各学校のホームページをご覧になれます)

下記学校跡地の有効な活用方法について、意見・アイデアを募集します。

学校名	温泉小学校	箱根小学校	湯本中学校	仙石原中学校
所在地	宮ノ下413番地	箱根561番地	湯本855番地	仙石原817番地
校地面積	14, 012㎡	15, 537㎡	21, 205㎡	31, 544㎡
校舎面積	2, 859㎡(RC3階建)	2, 806㎡(RC2階建)	3, 812㎡(RC3階建)	3, 850㎡(RC2階建)

### 応募方法

提案内容住所、氏名、連絡先を記入のうえ、郵送、ファックス、メールで応募ください。  
※所定の様式はありません。下記の応募事例を参考にしてください。

(応募事例)

### 箱根町学校跡地の活用方法について

次のとおり提案します。

学校名	提案内容
温泉小学校	中央幼児学園として、温泉出張所、温泉公民館を併設した複合施設とする。 ※企業等で提案の場合は、施設の利用条件などをご記入ください。
湯本中学校	・ 高齢者福祉施設 ・ 町民活動支援センター

平成19年 月 日  
提案者 箱根町湯本256番地  
箱根 太郎 連絡先 0460-85-7111

### 募集期限

12月27日(木)

### 結果の公開

応募いただいたご意見については、とりまとめが終わり次第、町ホームページ、回覧「まちだより」に掲載し、情報コーナー、出張所に応募結果を掲示し、広く皆さんに公開します。

### 町の案について

町で考えました具体的な利用案を掲載しますので、参考としてください。

学校名	町案
温泉小学校	中央幼児学園、温泉出張所、温泉公民館、(温泉出張所、温泉公民館が移設できれば、現在の建物は売却対象とする)、町民活動支援センター、高齢者福祉施設(デイサービス)、宮ノ下上町駐車場の代替地
箱根小学校	箱根出張所、郷土の資料館等学習施設、宿泊型研修施設(研修、スポーツ)、公共の運動施設(グラウンド、体育館)、観光駐車場(臨時)
湯本中学校	町民活動支援センター(湯本分室)、高齢者福祉施設(デイサービス)、グラウンドは地域住民が利用できる施設、民間企業等を対象にして利用方法を公募
	廃校活用公募型プロポーザルの実施、学校農園跡地宅地造成委託業務公募プロポーザ

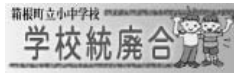
仙石原中学校	ルの実施、民間企業等を対象にして利用方法を公募 (利用例)バスターミナル、パーク&ライドとしての共通拠点、バス営業所、土産店等商店 のテナント、企業の研究所、保養所、林間学校等宿泊施設
--------	--



学校跡地利用に係る意見交換会の開催

貴重な町の財産である施設を地域で有効に活用していただける方法を皆さんと一緒に考えていきたいと思  
います。多くの方のご参加をお待ちしています。

期日	開催場所	時間
12月3日(月)	役場分庁舎	各会場とも19時～20時30分
4日(火)	温泉小学校	
11日(火)	総合保健福祉センター「さくら館」	
12日(水)	元箱根公民館	
13日(木)	仙石原文化センター	



箱根町役場 企画課企画調整班

〒250-0398神奈川県足柄下郡箱根町湯本256 電話 0460-85-9560 FAX 0460-85-7577

Copyright(C) 2001-2006 Town of Hakone All right reserved.

[web\\_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp](mailto:web_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp)



## 箱根町学校跡地の利用について提案を募集します

### 【提案の募集】

町では、町内にあった5つの小学校と3つの中学校を統廃合し、平成20年4月から、3つの小学校と1つの中学校に統合されることとなりました。

この学校統廃合により廃校となる小中学校跡地の活用について、役場内部だけで考えるのではなく、周辺地域の皆さんはもとより、各企業、各種団体および個人経営者など、町内外を問わず、多くの方々からご意見や様々なアイデアを聞かせていただきたいと思います。

皆さんのご提案をお待ちしています。

(3) 募集期間 11月15日(木) ~ 12月27日(木)

(4) 結果の公開 応募いただいたご意見については、とりまとめが終わり次第、町ホームページ、回覧「まちだより」に掲載し、情報コーナー、出張所に応募結果を掲示し、広く皆さんに公開します。

### 【町の案について】

町で考えました具体的な利用案を掲載しますので、参考としてください。

### (1) 提案募集の内容 「箱根町学校跡地の有効活用について」

学校名	所在地	施設の概要	
温泉小学校	宮ノ下413番地	校地面積 (14,012 m <sup>2</sup> )	校舎 RC3階建 (2,859 m <sup>2</sup> )
箱根小学校	箱根561番地	校地面積 (15,537 m <sup>2</sup> )	校舎 RC2階建 (2,806 m <sup>2</sup> )
湯本中学校	湯本855番地	校地面積 (21,205 m <sup>2</sup> )	校舎 RC3階建 (3,812 m <sup>2</sup> )
仙石原中学校	仙石原817番地	校地面積 (31,544 m <sup>2</sup> )	校舎 RC2階建 (3,850 m <sup>2</sup> )

学校名	町案
温泉小学校	中央幼児学園、温泉出張所、温泉公民館、(温泉出張所、温泉公民館が移設できれば、現在の建物は売却対象とする。)、町民活動支援センター、高齢者福祉施設(デイサービス)、宮ノ下上町駐車場の代替地
箱根小学校	箱根出張所、郷土の資料館など学習施設、宿泊型研修施設(研修、スポーツ)、公共の運動施設(グラウンド、体育館)、観光駐車場(臨時)
湯本中学校	町民活動支援センター(湯本分室)、高齢者福祉施設(デイサービス)、グラウンドは地域住民が利用できる施設、民間企業などを対象にして利用方法を公募
仙石原中学校	廃校活用公募型プロポーザルの実施、学校農園跡地宅地造成委託業務公募プロポーザルの実施、民間企業などを対象にして利用方法を公募 (利用例)バスターミナル、パーク&ライドとしての共通拠点、バス営業所、土産店など商店のテナント、企業の研究所、保養所、林間学校など宿泊施設

(2) 応募方法 提案内容と住所、氏名、連絡先をご記入のうえ、郵送、ファックス、メールで応募ください。

所定の様式はありませんが、下記の応募事例を参考にしてください。

(応募事例)

箱根町学校跡地の活用方法について

次のとおり提案します。

学校名	提案内容
温泉小学校	中央幼児学園として、温泉出張所、温泉公民館を併設した複合施設とする。 ※企業などで提案の場合は、施設の利用条件などをご記入ください。
湯本中学校	・ 高齢者福祉施設 ・ 町民活動支援センター

平成19年 月 日  
提案者 箱根町湯本256番地  
箱根 太郎 連絡先 0460(85)7111

応募・照会先 企画課企画調整班

〒250-0398 箱根町湯本256番地

電話 (85) 9560 FAX (85) 7577

E-mail web\_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp

## ○箱根町公共施設配置研究会要綱

平成元年10月16日

### (目的及び設置)

第1条 町政運営の核となる公共施設のあり方について調査研究するため、箱根町公共施設配置研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

### (研究事項)

第2条 研究会は、次の事項について調査研究する。

- (1) 公共施設の配置計画に関すること。
- (2) 公有地の有効利用に関すること。
- (3) 土地の公有化に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

### (研究会の構成員)

第3条 研究会は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (研究会の運営)

第4条 研究会に会長を置き、副町長があたる。

2 研究会は、会長が招集する。

3 研究会は、必要に応じて他の関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (事務局)

第5条 研究会の事務局は、企画課に置く。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、会長がその都度研究会にはかつて定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成元年10月16日から施行する。
- 2 箱根町公共施設適正配置調査研究会要綱(昭和57年7月1日施行)は、廃止する。
- 3 土地問題研究会設置要綱は、廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成2年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

副町長	政策秘書室長	企画観光部長	総務部長	福祉部長	環境整備部長	教育次長
企画観光部企画課長	総務部財務課長	環境整備部都市整備課長				

## 協議会 正副会長について

12月3日の全員協議会で次の協議会が設置され、正副会長が次のとおり決まりました。

### 1. (仮称)箱根町住民自治基本条例検討協議会

会 長 (沖津弘幸 議員)

副会長 (村野由紀子議員)

### 2. 学校跡地等利用検討協議会

会 長 (折橋尚道 議員)

副会長 (勝俣公好 議員)

(平成19年12月3日)

議会事務局